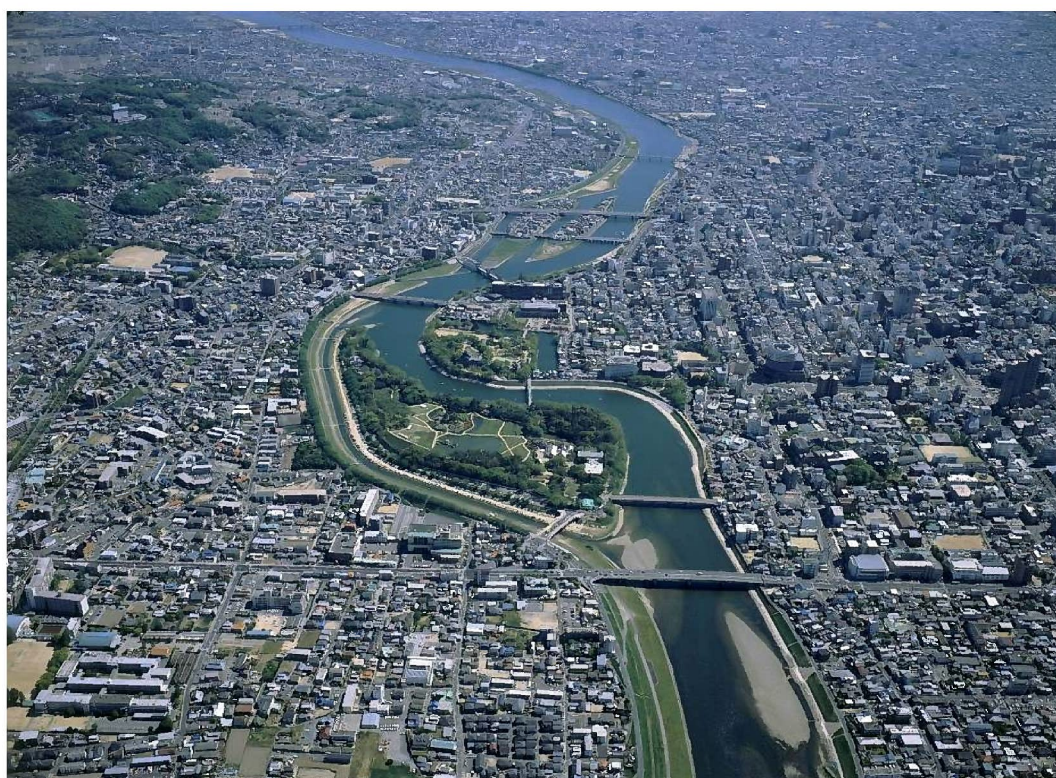


旭川かわまちづくり 社会実験 募集要項



令和 2 年 2 月

旭川かわまちづくり計画検討・推進会議

目次

1	旭川社会実験の趣旨.....	1
2	募集内容・使用条件.....	2
3	募集方法.....	4
3.1	スケジュール.....	4
3.2	応募資格.....	5
3.3	応募方法.....	6
3.4	質問及び回答方法.....	6
3.5	応募書類.....	7
3.6	応募書類作成上の留意点.....	7
3.7	応募書類の取扱い.....	7
4	審査について.....	8
4.1	審査方法.....	8
4.2	審査基準.....	8
4.3	候補者の決定時期及び審査結果の公表.....	9
4.4	募集・選定に関する留意事項.....	9
4.5	協議・調整.....	9
4.6	使用契約の締結.....	9
4.7	営業開始予定.....	9
5	実施報告書・アンケートの提出について.....	10

《各種様式》

- ・応募申請書 (様式1号)
- ・暴力団排除に関する誓約書 (様式2号)
- ・応募する取組みについての企画提案書 (様式3号)
- ・使用許可証 (様式4号)
- ・実施報告書 (様式5号)
- ・社会実験来場者アンケート調査

1 旭川社会実験の趣旨

旭川かわまちづくり計画検討・推進会議（※1）（以下「計画検討・推進会議」という。）では、旭川の水辺空間を活用したまちづくりに取り組んでおり、岡山後樂園、岡山城を中心として、水辺の回遊性・親水性の向上、憩い・賑わいの空間の創出により、歴史・文化や河川の景観を身近に楽しめる環境づくりを進めています。

この度、計画検討・推進会議では、旭川の水辺空間において民間事業者等により新たな水辺のにぎわいを創出する可能性を検証するため、水面利用における社会実験を実施します。

社会実験では、新鶴見橋から京橋までの旭川の水面上において営業活動が可能です（※2）。

社会実験の趣旨に賛同し、岡山後樂園・岡山城周辺一帯の旭川の水面上を利用し、周辺地域の活性化に寄与する活動を行う希望のある事業者（以下「施設使用者」という。）は、本要項に基づき、応募願います。

計画検討・推進会議では、この取り組みで市民ニーズの把握や営業活動の実態、条件整理などを行い、今後の旭川の利活用の在り方に反映します。

※1 旭川かわまちづくり計画検討・推進会議は、地域住民（地元町会）、地元活動団体、岡山商工会議所、岡山市、岡山県や国土交通省岡山河川事務所で組織しています。

※2 国の河川管理では、2011年（平成23年）、河川敷地を占用する場合のルール「河川敷地占用許可準則」が改正され、一定の枠組みの中で民間事業者等も河川敷地を使用した飲食店や売店、オープンカフェ等の営業が可能になりました。

2 募集内容・使用条件

① 実施エリア	○旭川本川（新鶴見橋～京橋）（詳細は次ページのとおり）
②募集期間	令和2年2月4日（火）～2月28日（金）
③実施期間	○令和2年5月1日（金）～10月31日（土） ○午前8時～午後9時までの時間内 （活動時間は、基本的に施設の準備から片付けまで含む）
④使用料等	○占用施設の内容により別途協議。
⑤使用条件	○社会実験の趣旨に合っていること。また様式3の応募する取組みについての企画提案書に記載のある内容以外の使用は禁止します。 【趣旨】岡山後楽園、岡山城周辺一帯の旭川の水面を利用し、周辺地域の活性化に寄与する取組であること。 ○以下の事項を実施できることを条件とします。 <ul style="list-style-type: none"> ・モーターボート等のエンジン使用は原則みとめません。 ・占用施設は、使用期間を満了し退去する時には原状回復を行うこと。 ・出水時の施設撤去に関する計画があり、出水時の撤去対応が可能なこと。 ・周辺環境に配慮し、施設区域内にごみや汚れがないよう清掃等を心がけること。 ・騒音対策、煙害、におい、ごみ処分など周辺環境に十分配慮すること。 ・他の自由使用する利用者を妨げないこと。 ・苦情には適切、かつ、真摯に対応するとともに、その対応内容を計画検討・推進会議に報告すること。 ・水難事故や使用区域内の交通事故等が発生しないように注意喚起するとともに避難指示を適時・的確に行うこと。 ・事業運営にあたっては、使用者及び第三者等に損害を与えた場合の損害賠償責任の履行に備え、損害保険、賠償責任保険等の保険に加入すること。 ・使用に際して、許可証を提示すること。
⑥緊急時の対応	・大雨や台風などの緊急時には、水位上昇の危険があるため、河川管理者（岡山河川事務所）、計画検討・推進会議事務局の指示に従い、設置物を川の外に退避させ、避難すること。
⑦その他	・事業に必要な備品・装置は必要に応じて使用者側で準備すること。 ・既存の施設を活用するものとし、新たな施設の設置はしません。 ・事業運営に必要な関係者との協議は応募者自らが行うこと。

社会実験実施対象箇所

【対象地】新鶴見橋～京橋の水面

【対象地説明】

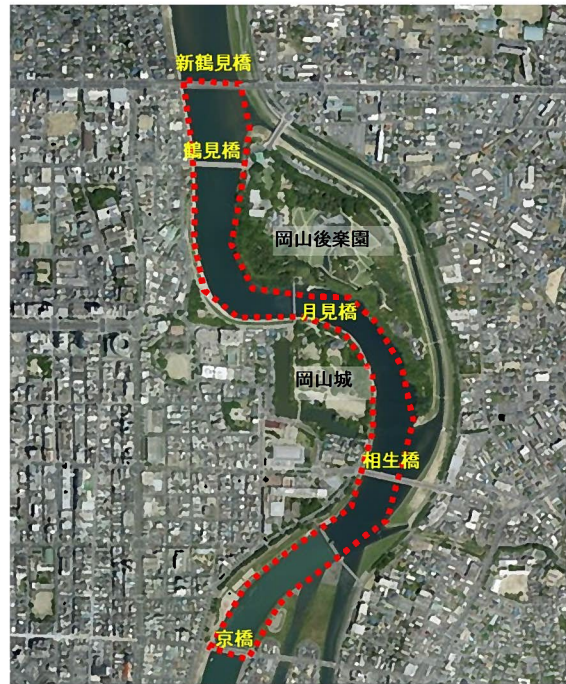
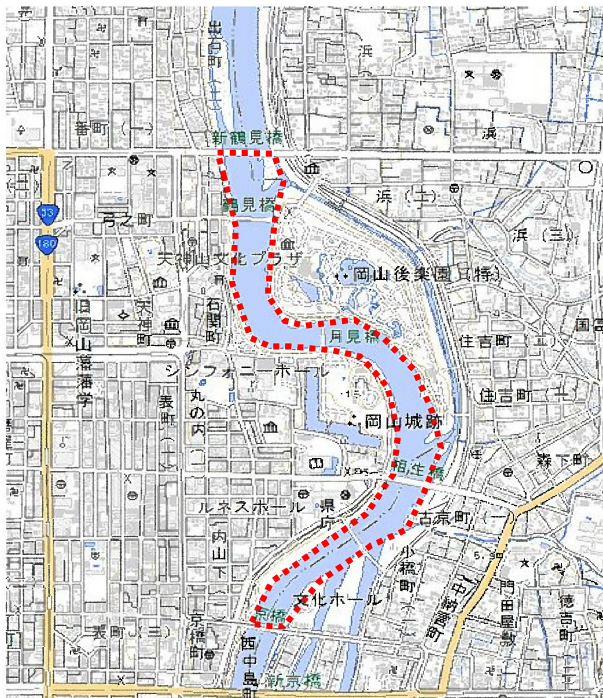
- ・岡山後楽園、岡山城を望むロケーションで、カヌーやボートなどの水辺での利用が可能なエリア

【募集プログラム】

- ・旭川の水面を利用した活動（モーターボート等のエンジン使用は原則みとめません）

【主な設備の有無】

- ・親水護岸利用可、栈橋なし



3 募集方法

3.1 スケジュール

①募集要項の公表	令和2年2月4日（火）
②質問書受付	令和2年2月4日（火）～2月12日（水）
③質問書回答	令和2年2月18日（火）
④応募書類受付	令和2年2月4日（火）～2月28日（金）
⑤候補者の決定及び公表	令和2年3月19日（木）以降
⑥審査結果通知	令和2年3月19日（木）以降
⑦協議・調整	令和2年3月19日（木）～4月30日（木）
⑧使用契約締結	令和2年4月30日（木）

3.2 応募資格

応募者は、本要項に定める内容及び条件等を十分理解し、かつ、信用を有する者とし
ます。

また、次の①～⑥のいずれかの項目に該当する場合は、応募資格を有しないものとしま
す。なお、応募以降、審査終了までに①～⑥の項目に該当した場合は、応募資格を失うもの
とします。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団（以下
「暴力団」という。）のほか、次のアからオまでのいずれかに該当する者
 - ア 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
※役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外
の者」をいう
 - イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的
をもって暴力団の利用等をしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は
積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- ② 応募書類提出時、税金を滞納している者
- ③ 法令等の規定により許認可等が必要とされる場合は、許認可等の条件となる免許を有
していない者
- ④ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とす
る者
- ⑤ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする者
- ⑥ 社会通念上不適當あるいは違法なものを販売する者

3.3 応募方法

受付期間内（令和2年2月4日（火）～2月28日（金））に応募書類を全て整えて、「計画検討・推進会議事務局（岡山市都市整備局 都市・交通部 庭園都市推進課）」へ、持参または郵送してください。（土日祝日を除く午前9時～午後5時の間）

郵送の場合は、2月28日（金）必着でお願いします

なお、ご不明な点等ございましたら申請前に下記担当課までご相談願います。

岡山市都市整備局 都市・交通部 庭園都市推進課
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号
Tel. 086-803-1395

3.4 質問及び回答方法

募集に関して疑義がある場合には、質問書を担当課（3.3 応募方法 参照）までメール（teientoshi@city.okayama.lg.jp）、持参または郵送してください。様式は問いません。（質問書受付期間：令和2年2月4日（火）～2月12日（水）、午後5時必着）

回答は、令和2年2月18日（火）午後5時までに岡山市のホームページに掲載します。

回答内容については、募集要項と同等の効力を持つものとします。

3.5 応募書類

- ① 応募申請書（様式1号）
- ② 暴力団排除に関する誓約書（様式2号）及び資料（役員等一覧表を含む）
- ③ 納税証明書（住所（所在地）を置く市町村等が発行した滞納のないことの証明書）
- ④ 応募する取組みについての企画提案書（様式3号）

応募書類は、各1部提出してください。

3.6 応募書類作成上の留意点

以下の項目に留意して各提出書類を作成してください。

- ① 応募書類の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用すること。
- ② 応募書類で使用する文字の大きさは、原則として10.5ポイント以上とする。図を用いる場合等の文字については、この限りではないが、文字が十分読み取れる程度とすること。
- ③ 関係法令及び条例を遵守し、かつ募集要項に記載された条件を満たすとともに、必要な協議確認を行った上で応募書類を作成すること。
- ④ 応募書類作成及び提出に必要な諸経費は、応募者の負担とする。

3.7 応募書類の取扱い

この応募に関して必要と認める場合を除き、提出された応募書類は公表しません。また、提出された応募書類は一切返却しません。

4 審査について

4.1 審査方法

計画検討・推進会議において、応募者の中から審査基準に基づき、応募書類の審査（内容に確認の必要がある場合は計画検討・推進会議事務局が事前にヒアリング）を行い、施設使用者の候補者（以下「候補者」という。）を決定します。なお、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

4.2 審査基準

以下の項目について、様式3号（応募する取組みについての企画提案書）で確認し、審査します。

- ① 地域、社会実験への理解度及び貢献度
 - ・岡山後楽園、岡山城周辺一帯の旭川の水面を利用し、周辺地域の活性化に寄与できる内容であるか。
 - ・にぎわいと憩いの場所として旭川の水面を活用する内容であるか。
- ② 周辺環境への配慮、公共空間の適正管理
 - ・占用施設の使用期間満了後、退去時の原状回復することが確認でき、その提案が適切であるか。
 - ・ごみや汚れがないよう清掃等の対応について確認でき、その内容が適切であるか。
 - ・騒音対策、煙害、におい、ゴミ処分など周辺環境への配慮することが確認でき、その内容が適切であるか。
- ③ 利用者への配慮と安全性
 - ・他に自由使用する利用者の妨げにならないように配慮がされているか。
 - ・第三者被害に対する配慮がされているか。
 - ・利用者の苦情、事故等の対応について確認でき、その内容が適切であるか。
 - ・損害保険、賠償責任保険加入の記載があるか。
- ④ 出水時の施設撤去
 - ・出水時の撤去に関する計画があり、対応が可能な体制等が明記されていること。

4.3 候補者の決定時期及び審査結果の公表

- ① 候補者の決定は、令和2年3月19日（木）を予定しています。
- ② 審査結果は、各応募者に通知します。また、候補者として決定した者については、その名称等を公表します。
- ③ 審査の経過や内容、結果についての問い合わせには、一切応じません。
- ④ 審査を実施した結果、一定の基準に達した応募者がいないときは、選定しない場合があります。

4.4 募集・選定に関する留意事項

- (1) 応募書類の提出後は、原則として記載内容の変更はできないものとします。
- (2) 応募者が、次の①～③に掲げる事項に該当したときは、その者を選定の対象から除外し、又は候補者の決定を取り消すことがあります。
 - ① 応募書類に虚偽の記載があった場合
 - ② 応募資格を満たしていないことが判明した場合
 - ③ 著しく社会的信用を損なう行為により、応募者が施設使用者として業務を行うことについて、ふさわしくないと判断した場合

4.5 協議・調整

使用する場所や期間等について、必要があると認める場合、計画検討・推進会議がヒアリング等を実施し、協議・調整を行います。

調整にあたっては、長期間の使用や使用面積の広い事業を行う候補者を、優先的に取り扱います。

4.6 使用契約の締結

候補者は、施設の使用及び運営に関して、本要項及び使用内容に基づく使用契約書を締結します。

4.7 営業開始予定

候補者は、令和2年5月1日（金）以降の活動に向け、使用契約を締結したのち、開業準備をお願いします。

5 実施報告書・アンケートの提出について

社会実験実施後は、実施報告書とアンケート（来場者用）の提出をお願いします。

実施報告書の中には収支報告も含まれます。来場者との金銭の授受がある場合については、収支報告の提出をお願いします。ただし、収支報告の内容は公開いたしません。